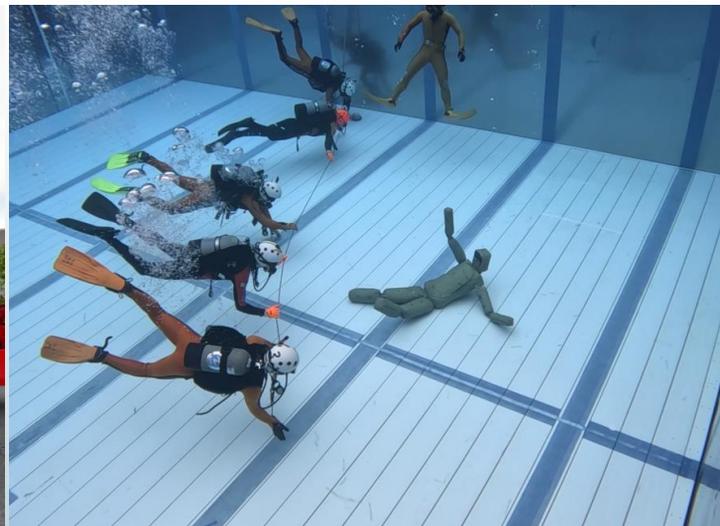


消防の動き



2024
9
No.641

特報

● 輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書の概要について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策 のあり方に関する検討会報告書の概要に ついて 4

令和6年9月号 No.641

巻頭言 就任にあたって（消防庁長官 池田 達雄）

Report

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について	8
令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果	11

Topics

令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和6年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式	12
令和6年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況	14

緊急消防援助隊情報

令和6年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について	15
-------------------------------------	----

消防通信～望楼

海老名市消防本部（神奈川県）／湖南広域消防局（滋賀県） 和歌山市消防局（和歌山県）／豊中市消防局（大阪府）	17
--	----

消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～コロナ禍を超えて～	18
教育訓練の実施状況（令和6年4月～8月実施分）	19

報道発表

最近の報道発表（令和6年7月21日～令和6年8月20日）	20
------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和6年7月21日～令和6年8月20日）	21
広報テーマ（9月・10月）	21

お知らせ

9月9日は救急の日	22
老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」	23



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁長官 池田 達雄

去る7月5日付けで消防庁長官に就任しました。極めて重責ですが、国民の生命、身体及び財産を守る、我が国の消防行政の推進に全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私自身、最近の危機管理業務とのつながりで申し上げますと、令和2年の内閣官房コロナ対策室発足当初から、基本的対処方針を作成する責任者を務めました。記憶に強く残っておりますのは、緊急事態宣言の折、未知のウイルスに感染するリスクがあり、また防護服やサージカルマスク等の資材が不足する中、救急対応等に消防が献身的にご活躍いただいたことです。消防職員の皆さんの士気の高さに接し、非常に感銘を受けました。

さて、本年元日に発災した令和6年能登半島地震において、多くの尊い人命が失われ、住民の方々に甚大な被害が生じました。一日も早く住民の日常が戻り、地域の復旧・復興が進むことを心からお祈り申し上げます。また、発災直後から、困難な環境下で昼夜を分かたず、人命救助等にご尽力いただいた地元消防職員、消防団員、県内外の応援隊、緊急消防援助隊をはじめ、全ての消防関係者に改めて敬意と感謝の意を表します。

長官就任後、被災地域の視察を行い、現地の皆様から当時のご苦労などを伺ってまいりました。能登半島地震については、政府レベルでの検証作業が進む一方、消防庁においても輪島市大規模火災等の検証作業を行いました。今後、能登半島地震の教訓等も踏まえて、緊急消防援助隊や常備消防の更なる充実強化、消防団を中核とした地域防災力の底上げなど、消防防災対策の強化に一層、注力してまいります。

申し上げるまでもなく、地震災害のほかにも、近年は、線状降水帯の発生による大雨被害、相次ぐ台風襲来、熱中症やコロナによる救急搬送事案の急増など、災害等が激甚化、複雑化、多様化しております。

我が国の消防は、関係者のたゆまぬ努力の積み重ねにより、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてまいりました。このことは、現場の消防職員、消防団員をはじめ多くの方々の消防に対する熱意と、幾多の災害におけるご活躍のうえに成り立っております。

今後の消防防災対策の強化にあたっては、これまでの経験・知見を生かし、「平時からの備え」を万全に行っていくことが何より重要です。能登半島地震等を踏まえ、大きく三つの点に触れておきたいと思います。

第一に、能登半島地震等これまでの災害を踏まえ、対応方針をマニュアル化し、現場にしっかり浸透させていく、その上で、日頃から、関係機関と連携し、訓練を積み重ねておくことです。

次に、消防力を「ヒト」「モノ」両面で底上げしていくことです。緊急消防援助隊、常備消防の充実のもとより、女性、若者をはじめとした消防団等の加入促進が不可欠です。また、能登半島地震の教訓を踏まえ、小型・軽量の車両や資機材の整備を進め、消防の機動力を強化することも重要です。

また、消防においても、社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが必要です。特に、来年度に全国展開を推進するマイナ救急をはじめ、消防業務各般におけるDXの推進と、そのための人材育成が重要です。

こうした諸課題を念頭に、令和7年度概算要求を行うなど、迅速かつ的確に消防庁としても取組を進めてまいります。

本格的な人口減少社会を迎え、社会経済の各分野でスリム化が進んでいくと思われませんが、災害への備えである消防力は充実強化が必要です。社会経済の変化や科学技術の進展等に対応した改革に果敢に取り組みつつ、現場に立たれている方々の声を常に大切にしながら、国民の生命と財産を守るという使命を果たすべく、一意専心取り組んでまいります。

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書の概要について

消防庁消防・救急課
消防庁予防課

1 はじめに

令和6年1月1日(月)午後4時10分、石川県能登地方を震源とする地震(マグニチュード7.6)が発生し、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強から震度1を観測するなど、非常に広範囲で揺れを観測した。

この地震では、新潟県、富山県、石川県において、強い揺れや津波の発生に伴い、火気設備や電気配線等を要因とする火災が計17件発生し、輪島市朝市通り周辺では大規模な市街地火災となった。管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、半島という地理的制約がある中、道路損壊等により陸路での地元外からの早期応援が困難な状況下で、水道管の破断により多くの消火栓が使用不能となるなど、限られた消防力での消火活動を余儀なくされた。

また、住民が避難することによる火災の発見・通報、初期消火の遅れなど大規模地震時の火災予防の面や、都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善、建築物等の耐震化の促進などまちづくりの面でも課題が確認された。

消防庁では、これらの課題に関し検討を行うため、令和6年3月より、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、同年7月に報告書が取りまとめられたため、本誌でその内容を紹介する。



輪島市河井町火災現場周辺
(三重県防災航空隊撮影)



輪島市朝市火災現場での活動
(奥能登消防本部から提供)

2 検討会の目的

令和6年能登半島地震により、輪島市朝市通り周辺において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討を行うため開催した。

なお、検討会では、まちづくりの観点についても検討を行うことから消防庁と国土交通省住宅局の共同事務局で開催した。

- 検討会委員 : 15名
(有識者、都道府県、消防関係)
- 検討期間 : 令和6年3月～同年6月
- ※ オブザーバー: 関係省庁及び条件不利地域の首長がオブザーバーとして参画

3 検討会での検討事項

- (1) 地元消防本部等の体制強化
- (2) 応援部隊の体制強化
- (3) 地震火災対策の推進

※ 本稿では、国土交通省住宅局所管のまちづくりの項目は除くものとする。

4 検討会報告書の主な内容

(1) 地元消防本部等の体制強化

ア 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定等

木造密集地域で火災が発生した場合に備え、各消防本部において、消防力を効果的に活用し消火活動を行うため策定している火災防ぎょ計画について、優先的な部隊投入、消防水利の指定や延焼阻止線の設定など震災時に対応できる計画として見直しを行うことが必要である。

イ 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等

各消防本部は、気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、管内地域における津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時に連携できる体制（ホットライン等）を構築しておくことが必要である。

ウ 津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等

各消防本部においては、安全・的確に消防活動を行っていくため、活動時間や活動エリアの設定、退路の確認、安全管理、情報連絡体制等の計画等の策定を推進することが必要である。

なお、津波による影響は地域ごとに違うため、計画の策定に当たっては地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ、気象台など専門家の意見を踏まえた計画の内容にすることが必要である。

また、各消防本部においては、被害想定の変更や新たな技術革新に応じた、定期的な計画等の見直しや、計画に基づき平時から関係機関を交えた訓練を実施し、津波時の災害に備えるとともに、必要に応じ計画を見直すことが必要である。

エ 消防水利の確保が困難である場合等における消防方策

消防水利の確保が困難である場合や津波警報下で浸水想定区域内の火災現場に部隊を投入できない場合は、火災の延焼拡大のおそれがある。航空機により延焼方向への予備散水を行うことで、周囲への延焼阻止など一定の効果が見込まれると現場指揮者等が判断した場合は、空中消火を要請することが考えられる。

このため、市街地の空中消火について、あらかじめ都道府県の防災航空隊等と連携し、空中消火を実施する条件、要請手順、空中消火の散水要領等について定めた空中消火計画の策定を推進することが必要である。

オ 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進

地震・津波発生時は地域住民が避難することで火災等の覚知が遅れることが懸念されるため、各消防本部は、管内の災害状況を迅速・的確に把握するため、ドローンや高所監視カメラ等の整備を行うことが必要である。



火災の早期覚知等のためのドローン

カ 消防署等、消防施設の耐震化・機能維持

大規模災害等において、迅速に出動する体制を確保するため、消防本部、指令センター、消防署、出張所等の消防施設の耐震化や設備・資機材の転倒防止を図ることが必要である。併せて、津波浸水想定区域外への移転、非常電源設備の整備等により消防防災拠点としての機能を維持するための対策を講ずることが必要である。

また、指令システムがダウンした時に備えた通報受付マニュアルの策定や、119番回線のう回経路の整備などを行うことが必要である。

キ 消防水利の確保

(ア) 耐震性貯水槽の設置促進

各消防本部において、地震・津波災害時の大規模火災現場での消防活動に必要な放水量を確保するため、大容量耐震性貯水槽の整備や、分散配置、津波災害時の活動の安全を勘案した追加配置等の対策を講じておくことが必要である。

また、既存の防火水槽について、周囲の家屋や施設等の倒壊等による影響について再点検し、地震時に的確に使用できるよう建物倒壊等の影響を受けない区域への移設などの対策を講じておくことが必要である。

(イ) 無限水利の活用

a. 海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）等の整備と浸水想定区域外からの遠距離送水計画の策定促進

地震や津波発生時の大規模火災現場において、継続的な放水量を確保するため、津波浸水想定区域外にある河川等の自然水利を活用し、大容量かつ遠距離の揚水、送水が可能な海水利用型消防水利システム等の車両の整備を推進するほか、地域の実情に応じ、河川等の水利指定や部署位置、必要な車両台数等について定めた遠距離送水計画の策定を推進することが必要である。



海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）

b. 低水位河川でも使用可能な資機材（ディスクストレーナー等）の整備促進

地盤が隆起して河川の水位が低水位になった状況でも、河川に部署した消防車両が確実に取水し、消火活動に必要な放水量を確保するため、低水位河川でも取水可能なディスクストレーナー等の整備を推進することが必要である。

ク 消防団の充実など地域防災力の強化

今後発生が危惧される大規模災害等において、消防団の出動体制を確保するため、消防団拠点施設（詰所）の耐震強化や、狭隘な道路や悪路でも通行できる機動性の高い小型車両等の整備を推進することが重要である。なお、地震の揺れにより、消防団車両が消防団拠点施設（詰所）のシャッターに衝突し、出動まで時間を要した事例があったことから、車輪止めを確実に設置し、車両への影響を最小限にするなど、適切な車両の維持管理や定期的な点検整備を行うことにも留意する必要がある。

消防団の迅速な災害対応を確保するため、女性や経験が浅い団員も含め、全ての団員が比較的容易に使用できる小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進するとともに、迅速な情報収集が可能なドローンや、災害情報や団員の出動状況の共有等が可能なアプリケーションなどのデジタル技術の活用を進めることが必要である。

なお、初動対応能力の向上の観点から、救助用資機材等の取扱訓練や、ドローンを活用した実践的な訓練を行うことも重要である。

さらに、地域防災力の強化のために、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団が、防災知識啓発や訓練等の取組を通じて、日頃から連携を深めることが重要である。

上記のとおり、消防団の災害対応能力の強化に取り組む必要がある一方、全国的に減少が続く消防団員の確保も大きな課題である。このため、女性や若者などの入団促進に向けた広報や、処遇の改善、機能別団員・機能別分団制度や消防団協力事業所表示制度の活用、企業や大学等と連携した入団促進への取組など、消防団の更なる充実に取り組むことが必要である。

(2) 応援部隊の体制強化

ア 悪条件下での進出・活動を可能とするための車両の小型化、資機材の軽量化

道路が狭隘でも通行可能で人員輸送等が可能な車両や、悪路等の悪条件でも救助可能な車両等を配備するとともに、緊急消防援助隊の陸路以外での柔軟な進出に向けた部隊編成及び出動計画等の見直しを行う必要がある。

また、電動式で小型軽量の資機材一式（電動チェーンソー、電動コンビツール等）をパッケージ化し、全国の緊急消防援助隊に整備するなど、迅速な被災地進出により、初動期の活動体制の更なる強化を図る必要がある。

イ 小型車両等を有する先遣部隊の編成、ピストンによる進出

道路事情が悪い場合において、被災地へ人員・資機材をピストン輸送できるよう、普通車クラスの車両や軽量の資機材の配備（人員輸送車、小型救助車等）、それらの車両等を有する先遣部隊の編成など体制を整備することが必要である。

ウ 空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入、関係機関との連携強化

平時より空路進出（自衛隊ヘリコプターによる人員輸送や、自衛隊輸送機による人員及び車両輸送）や海路進出（海上保安庁巡視船等による人員輸送）が迅速に行えるよう、関係機関との円滑な連携に向けた体制整備、連携訓練、関係機関の輸送機等で輸送可能な消防車等の確定などの対応が必要である。このほか、道路啓開技術を有する民間建設業者との協力体制を事前構築しておくことも重要である。

(3) 地震火災対策の推進

ア 地域における火災予防の推進

家具転倒防止対策、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を推進することが必要である。

まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションやDIG（Disaster Imagination Game, 災害図上訓練）を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図ることが必要である。

なお、実災害時において、初期消火や飛び火警戒を実施する際は、建物倒壊や火災の延焼拡大、津波浸水等により逃げ遅れることがないように、安全に留意し可能な範囲で対応するよう訓練時等に指導することが必要である。

イ 大規模地震時の電気火災対策

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進することが必要である。

これに当たり、防災基本計画（令和6年6月28日修正）において感震ブレーカーの普及が位置付けられたことを踏まえ、地域防災計画の見直しを実施することが必要である。

5 消防庁の対応

消防庁では、今後、各消防本部において策定すべき津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等について、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、計画に盛り込むべき事項等を計画例として示す予定である。

また、地震火災対策の推進として、感震ブレーカー等の普及に向けて、各地域における取組を促進するため、感震ブレーカー等について実態把握を行った上で、消防庁においてモデル計画を策定し、別途通知する予定である。

6 おわりに

今後、全国の消防本部において、地域の実情を踏まえた地震・津波時の消防活動計画等の策定や必要な資機材等の整備、地震火災対策などの消防防災対策が着実に実施されるよう、消防庁においても、消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防防災力の向上に全力を尽くしていく所存である。

注）本記事は、令和6年7月にとりまとめられた「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」をもとに、同年8月に執筆したものである。

（参考文献）

総務省消防庁「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」報告書、2024年7月
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-149/03/houkokusyo.pdf

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL：03-5253-7522
消防庁予防課
TEL：03-5253-7523

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

1. はじめに

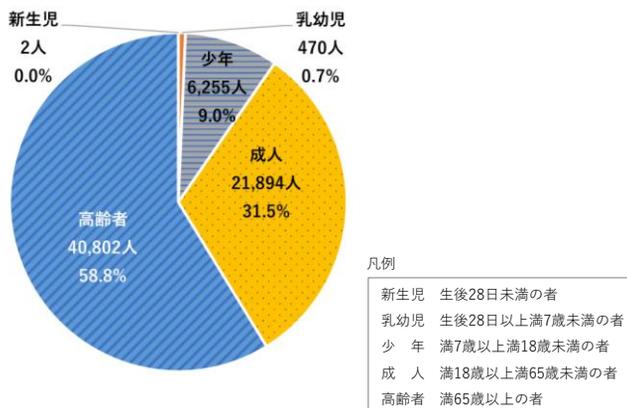
消防庁では、平成20年から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っており、調査開始以降最多の救急搬送人員を記録した平成30年には全国で約95,000の方が熱中症により救急搬送されています。調査は、例年5月1日を含む週の月曜日から9月30日を含む週の日曜日までの期間で実施しており、今年度は、4月29日から開始し、8月11日までに69,423人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送されました。今年度は6月、7月ともに調査を開始して以降、それぞれの月で過去2番目の搬送者数を記録し、例年と比較しても多くの方が熱中症により搬送されております。

2. 熱中症による救急搬送状況

① 年齢区分ごとの救急搬送人員(図1)

4月29日から8月11日までの熱中症による救急搬送人員の合計69,423人のうち、高齢者が40,802人(58.8%)と最も多く、次いで成人21,894人(31.5%)、少年6,255人(9.0%)などとなっています。約6割を占める高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

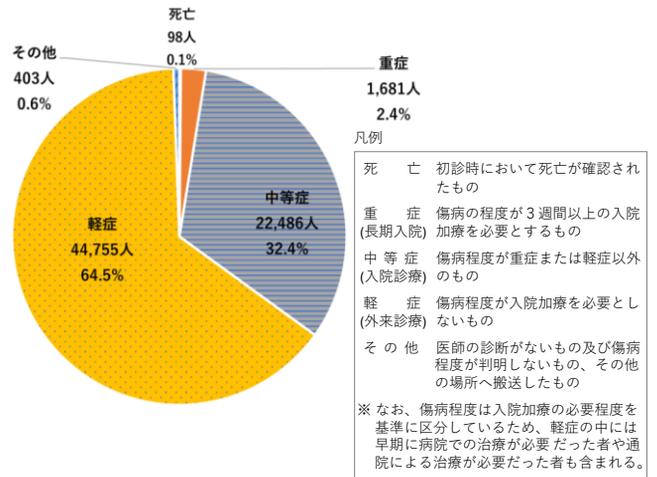
図1 年齢区分別(構成比)
令和6年 総搬送人員69,423人



② 傷病程度ごとの救急搬送人員(図2)

4月29日から8月11日までの熱中症による救急搬送人員の合計69,423人のうち、軽症が44,755人(64.5%)と最も多く、次いで中等症22,486人(32.4%)、重症1,681人(2.4%)、死亡98人(0.1%)などとなっております。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

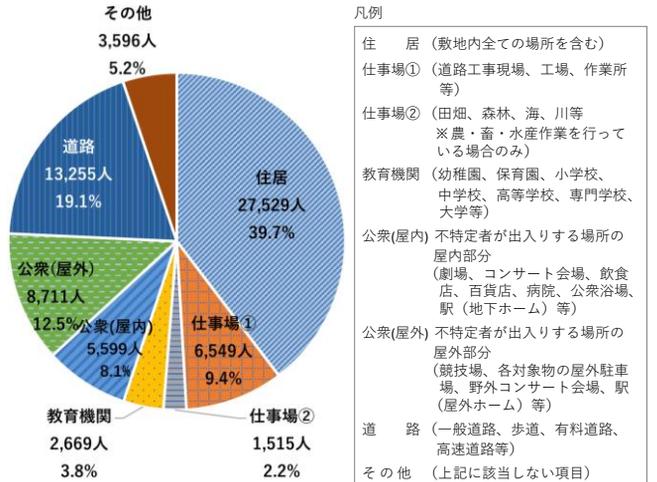
図2 初診時における傷病程度別
令和6年 総搬送人員69,423人



③ 発生場所ごとの救急搬送人員(図3)

4月29日から8月11日までの熱中症による救急搬送人員の合計69,423人のうち、住居が27,529人(39.7%)と最も多く、次いで道路13,255人(19.1%)、公衆出入場所(屋外)8,711人(12.5%)、仕事場①6,549人(9.4%)、公衆出入場所(屋内)5,599人(8.1%)などとなっております。例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。

図3 発生場所別(構成比)
令和6年 総搬送人員69,423人



④ 都道府県別の合計（図4）

4月29日から8月11日までの熱中症による救急搬送人員の合計69,423人のうち、東京都が6,050人と最も多く、次いで大阪府5,103人、愛知県4,611人、埼玉県3,951人、神奈川県3,495人となっています。また、昨年度と比較（5月1日から8月11日）すると、7,167人の増加（+11.5%）となりました。

⑤ 週別の推移（図5）

救急搬送人員は4月29日から300～2,000人前後で推移していましたが、7月1日の週から9,000人以上に増加し、特に、7月22日の週及び7月29日の週は12,000人以上となっています。

図4 都道府県別熱中症による救急搬送人員
前年同時期との比較（累計：4月29日から調査開始）

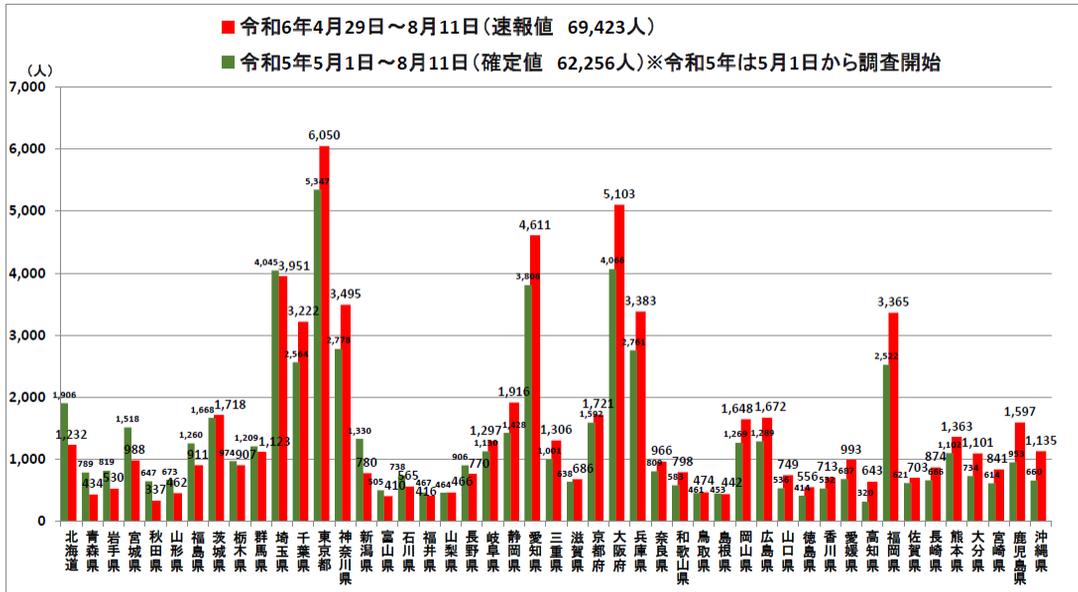
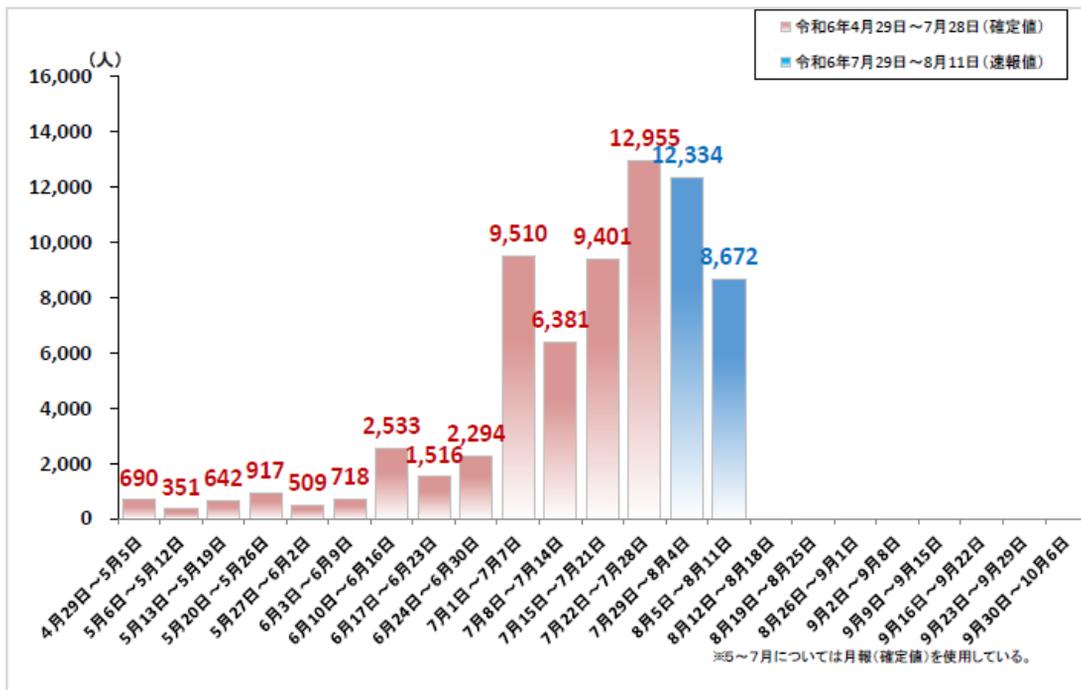


図5 令和6年熱中症による救急搬送状況（週別推移）



3. 全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施

消防庁では、熱中症予防啓発として従来から、熱中症による救急搬送人員の調査と公表、「ポスター」や「動画」、「リーフレット」の作成、X（旧ツイッター）による情報発信などを通じ、住民の皆様幅広く注意喚起を図るとともに、全国の消防本部が行う予防啓発活動を支援しております。

今年度は、熱中症の予防法や熱中症になりやすいとされる子どもや高齢者への呼びかけに加えて、熱中症特別警戒アラート発表時の注意喚起をテーマにした、熱中症予防啓発ポスターを作成しました。



【ポスター】



【動画】

4. 熱中症予防のポイント

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。以下の項目を心がけて下さい。

- ・ 涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう。
- ・ のどが渴いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- ・ 部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ・ 熱中症警戒アラート発令中は外出をできるだけ控え暑さを避けましょう。
- ・ 夜間も熱中症に注意が必要です。睡眠前の水分補給を心がけましょう。

【参考】熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

5. おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症になりやすいとされる子どもや高齢者を守ることができます。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

消防庁熱中症情報

<https://www.fdma.go.jp/disaster#anchor--07>

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています。

問合せ先

消防庁救急企画室 竹田、門口、坂上
 TEL：03-5253-7529

令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果

予防課

1. 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

2. 令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果について

令和5年中に発生した製品火災（自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数*1について図及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は自動車等が21件、電気用品が143件、燃焼機器が18件となっています。

なお、電気用品の火災のうち最も多く発生しているのはバッテリー、燃焼機器の火災のうち最も多く発生しているのはガストーチバーナーでした。

※1 令和5年の件数は令和6年5月31日時点の速報値。このほかに消防機関が出火原因を調査中のものが87件ある。以下同じ。

図：最近5年間における製品火災件数の推移 単位：〔件〕

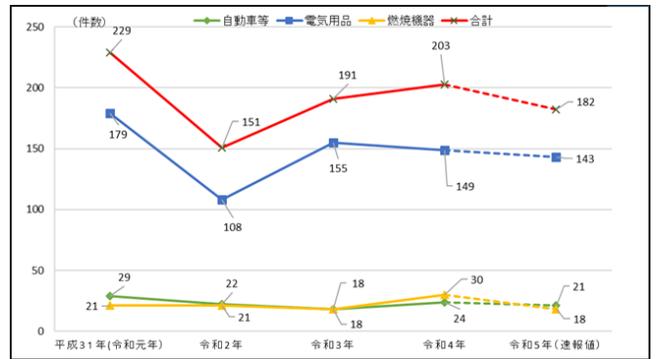


表1：令和5年中の製品火災の調査結果

単位：〔件〕

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品火災	21	143	18	182
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	283	635	75	993

※1 使用者の使用法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 表1のほかに令和5年中に発生した製品火災で、消防機関が出火原因を調査中のものが87件ある。

3. 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523

令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和6年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

1. 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月1日（月）、総理大臣公邸において、林内閣官房長官のほか、原消防庁長官等が列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で3名と3団体が受賞し、林内閣官房長官から表彰状が授与されました。



挨拶を述べる林内閣官房長官



林内閣官房長官から受賞者代表（有馬清種氏）への表彰状授与

内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部） ※敬称略

有馬 清種
中村 みどり
森 田鶴子

内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

泉佐野市火災予防協会
上田の浦赤松婦人防火クラブ
公益社団法人相模原市防災協会

2. 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及徹底や安全水準の向上のために尽力又は貢献された個人・団体を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため献身的に尽力された消防団員及び女性防火クラブ員を表彰しているものです。



令和6年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式会場の模様

今年度は、去る7月10日（水）、総務省講堂において、松本総務大臣、原消防庁長官等が出席し、秋本日本消防協会会長／日本防火・防災協会会長、西藤日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙りました。今回は、安全功労者として個人の部23名、団体の部10団体が、消防功労者として消防団員8名、女性防火クラブ員5名が受賞し、松本総務大臣から表彰状が授与されました。



式辞を述べる松本総務大臣



松本総務大臣から受賞者代表への表彰状授与

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（個人の部）

森 茂	仲田 昌司
石井 孝行	坂本 榮二
権田 勉江	玉置 三平
中島 直人	橋本 治
岡安 栄一	谷勝 公代
伊関 則子	藤井 準二
大橋 智夫	田中 孝子
齋藤 徳子	綿貫 志郎
葉山 相也	白山 早苗
岸井 洋一	永江 隆志
荒川 晶一	
市橋 千尋	
瀬戸 利之	

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（団体の部）

安中市女性防火クラブ
 四谷防火管理研究会
 関市女性防火クラブ
 一般財団法人静岡県消防設備協会
 尼崎製罐株式会社 武庫川工場
 東山地区防災福祉コミュニティ
 十人町1の組婦人防火クラブ
 医療法人朝日野会 朝日野総合病院
 株式会社 再春館製薬所
 社会福祉法人寿量会
 特別養護老人ホーム天寿園

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（消防団員）

瀬尾 武志	中西 一浩
守屋 邦代	延近 敬弘
高橋 光晴	山本 一樹
森田 耕一	前川 尚誼

※敬称略

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（女性防火クラブ員）

岡田 美智子
 小笠原 千賀子
 重田 久代
 三次 雅子
 武村 妃呂子

問合せ先

消防庁総務課
 TEL：03-5253-7521

令和6年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を5月31日付で行ったところです。

その概要は次のとおりです。

1. 交付決定の概要

(1) 交付決定額

令和6年度における交付決定額の総額は70億7,409万9千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 15億9,311万円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助 54億8,098万9千円

(2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽178件、高機能消防指令センター6件、防火水槽（林野分）3件、備蓄倉庫2件、活動火山対策避難施設2件、広域訓練拠点施設1件を整備する事業について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）107台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車7台、はしご付消防ポンプ自動車5台、救助工作車11台、救助活動用資機材（救助用資機材、高度救助用資機材、テロ対策用特殊救助資機材）14件、災害対応特殊救急自動車127台、高度救命処置用資機材55件、支援車3台、消防艇1艇、救助・消防ヘリコプター1機を整備する事業等について交付決定を行いました。

2. 市町村ごとの交付決定の状況

市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

3. その他

地方公共団体におかれましては、引き続き適正な補助事業の執行をお願いいたします。

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL：03-5253-7522

緊急消防援助隊情報

令和6年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年度に創設され、29年間で計44回の災害に出動し、国民の期待に応えるべく活動してきたところです。

消防庁では、緊急消防援助隊の指揮及び現場活動能力、関係機関との連携活動能力等の向上を図るほか、受援県の緊急消防援助隊の受け入れ体制、指揮活動能力の強化を図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下、「ブロック訓練」という。）を実施しています。

ブロック訓練では、地震や土砂風水害等に起因する大規模な災害を想定した図上訓練や実動訓練を実施し、緊急消防援助隊に関する要綱や部隊運用、各都道府県・消防本部の受援計画や受援体制等について検証するとともに、緊急消防援助隊及び各関係機関との連携強化を図っています。

また、能登半島地震をはじめとした実災害及び過去のブロック訓練等から得た教訓を踏まえた重点的に取り組むべき内容を「令和6年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項」（令和6年6月25日）として通知しています。

主な通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 受援計画に基づいた活動の検証のため、災害時の組織体制、人員配置、役割分担、応援等の要請の基準や意識決定プロセス、具体的な判断基準や対応方法などを事前に明確化し、受援計画に定めるとともに、訓練を通じて計画の実効性の確認、評価、検証を実施し、その結果に応じた見直しを図ることに重点を置いた訓練を実施すること。
- (2) 被災地進出後も陸路により災害現場に部隊を投入できない場合を想定し、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁等が保有する航空機等を活用し、災害現場に部隊を投入するとともに、部隊投入後も継続した活動も見据えた移動手段や携行資器材等について検証する訓練を実施すること。
- (3) 後方支援活動能力強化のため、都道府県単位での宿営レイアウトやメニューの統一、調理器具の共同使用等、一体的かつ効率的な後方支援活動を実施するとともに、寒冷地や厳冬期での宿営も見据えたレイアウト等の検証、女性活躍推進の観点から、女性隊

員等が宿営可能なレイアウト等を検討・実践すること。

2. 実施日及び実施場所（令和6年9月1日時点予定）

ブロック	実施日	主な実施場所
北海道東北	11/2（土）～11/3（日）	秋田県秋田市
関東	11/13（水）～11/14（木）	静岡県伊豆市
中部	12/21（土）～12/22（日）	三重県鈴鹿市
近畿	10/26（土）～10/27（日）	京都府福知山市
中国・四国	11/9（土）～11/10（日）	香川県さぬき市
九州	11/16（土）～11/17（日）	長崎県東彼杵郡川棚町

3. 主な訓練内容（予定）

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部において、被害状況と消防力を比較・分析し、緊急消防援助隊の応援要請等により、適切に消防力を確保するとともに、緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）等を活用した情報収集、緊急消防援助隊の受入体制及び運用体制の構築、航空運用調整班における各種航空調整等に対応する訓練（図上訓練・訓練内容事前非開示）を実施します。

また、状況に応じ、被災地消防本部に指揮本部及び指揮支援本部、ヘリポート等に航空指揮本部を設置し、消防応援活動調整本部と連携した災害対応訓練を実施します。



令和5年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（山梨県）



(2) 部隊参集及び受援対応訓練

応援出動する各都道府県緊急消防援助隊が被災都道府県に進出する部隊参集訓練を実施します。

応援部隊は、自都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ迅速に出動し、当該計画等の実効性を検証します。

また、離島や道路寸断などにより陸路での進出が困難な場合は、関係機関と連携し輸送機等により空路、海路による被災地への進出などについても検証を行います。

各応援出動する部隊は、出動途上から緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）等を活用し、情報共有及び連絡体制の強化を図ります。

(3) 部隊運用訓練

地震や土砂風水害等に起因する大規模な災害を想定した実践的な訓練（実動訓練）を実施します。

各訓練場所では、緊急消防援助隊により消火・救急・救助活動等を実施するとともに、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT等と連携しながら、災害の様態に応じた効果的な活動を展開します。

また、ドローンや映像伝送装置等の映像を指揮活動に活用し、消防庁から無償使用制度により貸与された水陸両用車や重機等の特殊車両の災害対応能力についても検証します。



令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練
毒・劇物災害対応訓練（岩手県）



令和5年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練
トンネル内車両孤立救出訓練（福岡県）

(4) 後方支援活動訓練

活動の継続性確保を目的として、宿営場所の設置や食料等物資搬入など、緊急消防援助隊を後方から支援する訓練を実施します。

宿営場所では、多くの隊員が共同で食事や休憩等を行うことから、感染症等からの汚染・予防を考慮したデコンタミネーションを実施し、拠点機能形成車の共同使用やエアテント等を使用した宿営訓練など、都道府県単位での運用強化を図る訓練を実施します。



令和5年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練
拠点機能形成車を活用した活動調整会議（石川県）

4. おわりに

新型コロナウイルスの影響により、規模の縮小を余儀なくされていたブロック訓練ですが、令和5年度は基本的な感染症対策を継続しつつ、従前規模の訓練を実施することができました。

今年度は、令和5年度ブロック訓練の課題に加え、令和6年能登半島地震における活動上の課題等も踏まえ、緊急消防援助隊の指揮・活動能力、連携活動能力の向上を図るとともに、受援都道府県及び被災地消防本部の一層の受援力強化に取り組んでまいります。

最後に、今年度のブロック訓練の開催にあたり、多大な御協力をいただいております開催府県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ、心より感謝申し上げます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL：03-5253-7569（直通）

海老名市消防本部新ロゴマーク決定に伴い 感謝状を贈呈

海老名市消防本部

海老名市消防本部の活動服更新に伴い、着用するワッペンデザインを市内在住の小中学生から募集しました。341点の応募があり、中学2年生「大場あかりさん」の描いたデザインが「海老名らしさ」と「消防らしさ」を見事に表現し、採用されました。令和6年5月22日（水）に職員から感謝の気持ちを込め、感謝状贈呈式を開催し、記念品等を贈呈しました。

【新ロゴマーク】



令和6年12月頃、応募された方々を招待し、活動服のお披露目式開催後、着用を開始します。



「もう一度やりたい!!」の声多数! 楽しく学ぶ救急入門コース

湖南広域消防局

湖南広域消防局では、今年度から小学生（5、6年生）を対象に救命講習会を実施しています。令和6年5月28日（火）、野洲市立三上小学校5年生を対象として、救命入門コースを実施しました。訓練人形は、フィードバック装置付き機材を使用することで、受講者自身が、胸骨圧迫の深さ、リリース、テンポ等のパフォーマンスを確認できるようにしました。また、授業の最後には、訓練人形に組み込まれたゲーム（CPRゲーム）を通して、5分間質の高い胸骨圧迫をチーム全員で協力して実施することで、主体性のある講習会となり、中には「もう一度やりたい」と意気込みを見せる生徒も多くみられました。



消防通信 望楼 ぼうろう

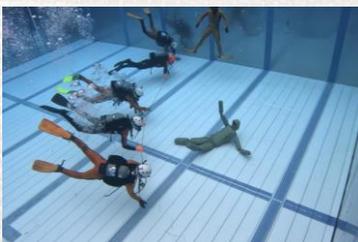
海上保安庁と合同潜水訓練を実施

和歌山市消防局

和歌山市消防局は、令和6年6月25日（火）に海上保安庁と合同潜水訓練を実施しました。

海難救助のスペシャリストである海上保安庁機動救難士から、訓練を通じて基礎泳力強化をはじめ、実現場に即した活動要領、知識・技術の習得について学ぶことを目的としました。

今後も海上保安庁機動救難士との訓練を実施し、更なる連携強化を図り、要救助者にとって有益な活動につなげられるように努めていきたいと思ひます。



令和6年度はしご車操法技術練成会を実施

豊中市消防局

豊中市消防局では、令和6年5月21日から5月23日の3日間、はしご車を共同運用している箕面市消防本部、箕面消防署西分署において、「令和6年度はしご車操法技術練成会」を実施しました。

練成会では、はしご車の誘導、部署位置選定、基本操作技術について隊長、機関員、隊員相互の連携の取れた活動ができていないかを重点的に審査しました。今後も安全・確実・迅速な活動をモットーにレベルアップし続けるはしご隊を目指します。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～コロナ禍を超えて～

消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うとともに、消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うことを目的として設置されています。

消防大学校における総合教育の主体となる「幹部科」は、現場経験の少ない若手職員に対する指導力の強化、切迫する大規模災害等への対応力・指揮能力の向上など、消防職員幹部としての資質の向上に加え、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、人事管理、予算要求、議会对応や市町村長部局との連携等の行政運営能力を向上させ、消防全体における組織力の底上げを図ることを目的に、年4回実施しています。

本年度は、各期の学生数をコロナ過前の定員（54名→60名）に戻すとともに、昨今の消防行政を取り巻く環境を踏まえ、以下の授業科目を新設するなど、カリキュラムの一部見直しを行いました。

○ マネジメント（新規）

自ら考え積極的に動き出す力を育むボトムアップ理論を学び、組織管理をする上で必要なチームビルディングに関する手法を習得することを目的に導入しました。



講義（マネジメント）

○ 視察研修（新規）

安全管理体制の重要性を理解し、安全文化の醸成に必要な基礎を作ること目的とし、東京消防庁災害史安全教育室を視察しました。また、働き方改革に関する最新の動向について理解を深めることを目的に横浜市消防局新本部庁舎を視察しました。



視察（横浜市消防局）

幹部科第77期は、5日間（6月10日から14日）のリモート講義を受講した後、28日間（6月10日から7月25日まで）消防大学校での集合教育を実施し、60名全員が無事に卒業しました。

研修は、消防実務管理の問題点やその対応策、現場指揮論、外部講師による部下指導や教育技法、組織マネジメントなど様々な分野の講義が行われるとともに、緊急消防援助隊の受援・応援を想定したシミュレーション訓練、多様な現場を想定した指揮訓練、学生同士で「組織の力を最大限発揮するために必要なこと」について研究し発表を行うなど、幹部職員として必要な知識技術の習得に務めました。



指揮シミュレーション訓練

寮生活は、班員以外との飲食は一部制限するなど、引き続き一定の感染防止対策を講じた学生生活となりました。また、感染症罹患者が発生した際は、幹部科学生としての自覚と、それぞれの消防本部における幹部職員としての責任感を発揮し、強い規制と取組を徹底したことで、感染拡大を抑えることができました。感染者に関しても、療養（隔離）期間中、症状に応じてリモート講義を受けられる体制を整えたことで、研修受講に支障は生じませんでした。

消防大学校だより

授業終了後は、シャトルランやバスケットボールなどのレクリエーションを行い学生同士の親睦を深めることができました。



レクリエーション（バスケットボール）

学生からは、「今後起こり得る大規模災害に対応すべく経験が多く積めた。」「消防が取り組むべき課題及び対応策について講義をいただき大変勉強になった。」など多くの意見が寄せられました。

幹部科は、充実した講師陣と人材育成や定年延長など現在の消防が抱える課題に向き合い、学生同士が議論し解決策を模索するなど、実益ある学科となっています。

消防大学校は全国の消防職員と生活をともにし、絆を深め、人間関係を構築できますので、各本部からの入校を心からお待ちしております。

教育訓練の実施状況 (令和6年4月～8月実施分)

令和6年4月から8月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間				卒業(修了)者数
幹部科	第77期	6月10日(月)	～	7月25日(木)	(46日間)	60名
新任消防長・学校長科	第34期	5月14日(火)	～	5月24日(金)	(11日間)	32名
消防団長科	第85期	7月22日(月)	～	7月26日(金)	(5日間)	30名
警防科	第114期	6月13日(木)	～	8月1日(木)	(50日間)	48名
救助科	第88期	4月17日(水)	～	6月7日(金)	(52日間)	48名
予防科	第116期	6月5日(水)	～	7月24日(水)	(50日間)	30名
火災調査科	第46期	5月30日(木)	～	7月18日(木)	(50日間)	30名
指揮隊長コース	第29回	4月18日(木)	～	5月1日(水)	(14日間)	70名
危機管理・国民保護コース	第14回	5月15日(水)	～	5月22日(水)	(8日間)	38名
合 計						386名

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712



最近の報道発表（令和6年7月21日～令和6年8月20日）

<救急企画室>

6.7.23	令和6年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和6年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
6.8.20	令和6年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和6年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

<危険物保安室>

6.7.31	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和6年5月28日から令和6年6月26日までの間、意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。
--------	---	---

<特殊災害室>

6.8.9	「石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）報告書」の公表	石油コンビナートにおける事故件数は近年増加傾向にあり、事故件数の増加には重大事故の発生につながる危険が潜んでいることから、これまで以上に積極的に事故防止に取り組んでいくことが求められています。これら事故データの分析の結果、事故件数増加の一方でその多くは小規模な事故や重大な事故ではない状況がみられました。このため、令和5年度から「石油コンビナート等防災体制検討会（石油コンビナートにおける事故に関する検討）」を開催し、事故データを分析するとともに、事業者における取り組みを調査すること、重大な事故につなげないよう事故を防止する方策や事故が発生したとしても被害を軽減するための方策の検討を行ってきました。この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
6.8.9	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和6年6月21日から令和6年7月22日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、御意見の提出はありませんでした。意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しましたので併せてお知らせします。

<国民保護運用室>

6.8.2	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	国、北海道及び同道栗山町が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。また、今年度は、本訓練を含め、26件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
6.8.20	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	国、三重県及び同県伊勢市が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。また、今年度は、本訓練を含め、26件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。



最近の通知（令和6年7月21日～令和6年8月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第363号	令和6年7月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について（通知）
消防予第366号	令和6年7月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について
消防危第203号	令和6年7月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防危第223号	令和6年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について
消防危第236号	令和6年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和5年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について
消防参第180号 消防消第251号	令和6年8月2日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災 部参事官 消防庁消防・救急課長	訓練時における安全管理の徹底について
事務連絡	令和6年8月8日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間（令和6年度秋季）の実施について
消防特第161号	令和6年8月9日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
消防特第175号	令和6年8月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	ホース延長用資機材等を搭載している省力化された消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する運用指針について
事務連絡	令和6年8月13日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日後における消防同意等事務に関する補足事項について
事務連絡	令和6年8月16日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	エムボックスに関する情報提供について

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 地域防災室	① 地震火災対策について	予防課 予防課 地域防災室 参事官
② 住宅防火防災キャンペーン		② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	
③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け		③ 全国消防操法大会	
	④ 消防の国際協力に対する理解の推進		

9月9日は救急の日

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月8日（日）から9月14日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、例年、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適時・適切な利用の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3. 救急医療週間に行う主な行事

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年も9月9日（月）に表彰式が行われます。対象者は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命・身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和5年度）



消防庁長官表彰の授与（令和5年度）

4. おわりに

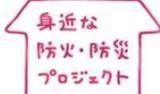
消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様に救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

問合せ先

消防庁救急企画室 竹田、門口、坂上、岡村
TEL：03-5253-7529



お知らせ



老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物

「住宅防火・防災キャンペーン」

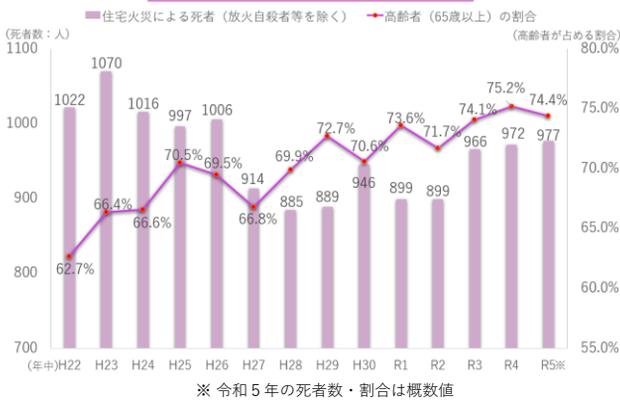
予防課

■ 住宅防火・防災キャンペーンの実施

近年、住宅火災における死者数は、900人前後の高い水準で推移しており、このうち7割以上が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、『老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物』をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」（期間：9月1日～21日）を平成24年から実施しています。

住宅火災による死者数と高齢者の割合



■ 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 住宅用火災警報器を定期的に点検、10年を目安に交換しましょう

火災からいのちを守るためには、逃げ遅れないよう、火災の発生をできる限り早く知ることが大切です。

火災の発生を早く知るために、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

いざというときにきちんと作動するように、定期的に点検しましょう。

また、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は電池切れや故障の可能性があるので、本体を交換しましょう。

(2) 感震ブレーカー等を設置しましょう

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあり、消火困難な状態となること等から、木造密集市街地などでは大規模火災につながる危険性があります。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しています。地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等を設置しましょう。

(3) 住宅用消火器を備えましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

(4) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災のうち、寝たばこが原因であるものが多く発生しています。また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる方もいます。

このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロン等衣類が燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めします。

住宅防火・防災キャンペーン
キャンペーン期間 令和6年 9月1日(日)～21日(土)

老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物

近年、住宅火災による死者数のうち高齢者の割合は7割以上と高水準で推移しています。住宅火災から高齢者を守りましょう。

住宅用火災警報器
すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しないことがないよう、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

感震ブレーカー
地震による電気火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう。

防災品
いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・防災品など)を身近に備えましょう。

住宅用消火器

住宅防火に関する最新情報は、こちらからご覧いただけます。

消防庁 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency

身近な防火・防災プロジェクト

問合せ先

消防庁予防課 泉・村松
TEL：03-5253-7523

住宅防火・防災キャンペーン

キャンペーン期間 令和6年 9月1日(日)～21日(土)



老人の日・敬老の日に

※老人の日: 9月15日
敬老の日: 9月16日
(9月の第3月曜日)

「火の用心」の贈り物



近年、住宅火災による死者数のうち高齢者の割合は7割以上と高水準で推移しています。
住宅火災から高齢者を守りましょう。



住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しないことがないように、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

感震ブレーカー



地震による電気火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう。

防災品



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・防災品など)を身近に備えましょう。

住宅用消火器



住宅防火に関する資料や動画はこちらからご覧いただけます。



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

身近な
防火・防災
プロジェクト